

～「ひと・まち・自然が出会う郷」づくりを目指して～

参画と協働の郷づくりに取り組んでいます

市の取り組み

伊予市では、新市のまちづくりの手法として「参画と協働」の推進を掲げています。

効率的で質の高い公共サービスの提供のために、新しい住民自治のあり方や自治基本条例を検討する「伊予市総合計画策定審議会 参画・協働分科会」（公募市民4人・学識経験者2人・市議会議員3人の9人で構成）を17年10月より開催し、

- 自治基本条例とは何か（解説）
- 総合計画との関係説明
- 同規模自治体が制定する自治基本条例の条文比較
- 市政運営に関する項目の意見交換
- 参画・協働に関する項目の意見交換



などを行ってきました。

さらに18年度からは、伊予市の自治基本条例を制定するにあたり、

- 伊予市の「まちづくり（地域自治）」の基本理念とは
- 市民・議会・市等の役割と責務とは
- 基本理念の具体化（アクションプログラム）

などについて、順次検討を予定しています。

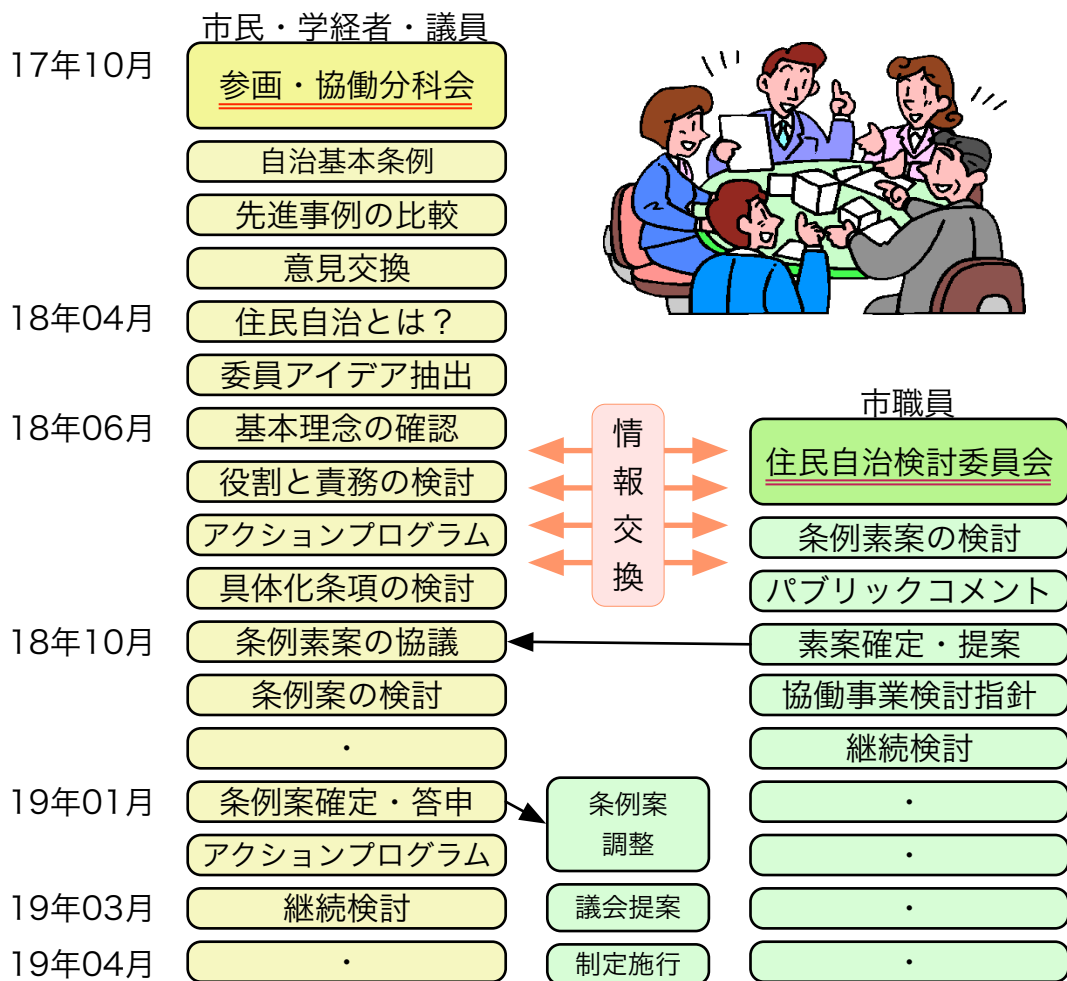
また、市職員で組織する「伊予市住民自治検討委員会」（主幹3人・主任1人・主事7人で構成）では、「参画・協働分科会」で出された意見を踏まえ、

- 条例の目的を踏まえた必要条項の検討
- 法制実務を踏まえた条文の検討

を行い、18年9月末までに条例素案を作成し、10月に「参画・協働分科会」へ提案します。

「参画・協働分科会」では、提案された素案をさらに検討し、その結果を19年1月に条例案として市長に答申する予定です。

市は、その条例案をもとに条例を作成し、市議会の議決を経て、年度内の策定を目指します。



「参画」と「協働」ってなに？

「参画」とは、「まちづくり」に、市民の皆さんが積極的に参加し意見を反映させることにより、市民の皆さん自身が「まちづくり」に関わっていくことです。

具体的には、

（市民アンケートへの協力）

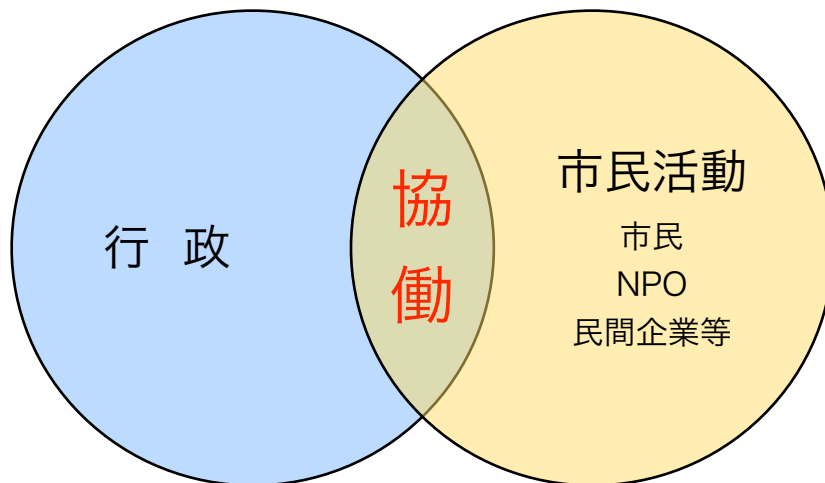
（市民モニターへの応募）

（公募委員として会合等に参加）

などが考えられます。

また「協働」とは、行政と市民の皆さんや各種団体、民間企業などが、目的を共有し、役割や責任を分担し、互いに協力することで、「まちづくり」により深くより高いレベルで連携していくことです。

「協働」のイメージ



「協働」のかたち

- 市民活動で行う事業を行政が支援するもの
・・・補助、助成
- 市民活動と行政が役割分担のもと実施するもの
・・・共催
- 行政の事業を市民活動で実施するもの
・・・委託

※ほかにも「協働」にはいろいろな形があります。

「協働」を行う分野

- 環境美化（道路、河川清掃、ごみ収集など）
- 自然保護（環境パトロール、ほたる保護など）
- 福祉（敬老会の開催、高齢者等への弁当配付など）
- 防災防犯（自主防災組織、防犯パトロール）
- 施設管理（公民館、簡易水道施設の管理）
- 観光（観光ガイド、観光案内板の設置など）
- イベント（地域イベントの企画運営など）

※ほかにも、様々な分野で「協働」が進められています。

「自治基本条例」とは？

「自治基本条例」は、地域課題の対応やまちづくりを、誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治のしくみの基本ルールを定めるものです。

具体的には、

- 自治の基本原則
- 自治を担う市民、議会、市長（行政）のそれぞれの役割と責任
- 総合計画、行政評価、情報公開などの市政運営における重要事項
- 審議会委員の公募
- 意見聴取（パブリックコメント）の制度化
- 地域コミュニティの形成
- 参画と協働を通じた自治を推進する制度

などについて、規定することになります。



自治基本条例制定の必要性

地方分権とは、「地域のことは地域で考え、地域で決める」ことです。

2000年のいわゆる「地方分権一括法」の施行により、自治体の権限と責任が拡大しつつある中、今後、自治体は、自立を前提に、地域の特性や多様性を活かしながら、伊予市独自のまちづくりに取り組むことになります。

そこで、「自治基本条例」の制定を目指すことになりますが、国の意向や法律の要請に基づき制定されるものではありません。

「行政区域や組織基盤が拡大する中で、いかに住民サービスの質を維持・向上させ、まちづくりにつなげるか。」

この課題には、行政だけで対応するのには無理があります。

なぜなら「まちづくり」は行政だけが行うものではないからです。

市民一人ひとりが「私たちの郷」を意識し、「もっと良くしよう」と思う気持ちと行動を「まちづくり」に確実につなげるためには、行政・市議会・そして市民が何をすべきかの基本的な約束事（＝自治基本条例）を決めておく必要があります。